

高知県医療関連感染対策地域支援ネットワーク運営要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、高知県において、医療関連感染対策について地域医療機関等の平常時の取り組みを支援するとともに、アウトブレイク時には地域医療機関等に対する確かな支援を行うため設置する高知県医療関連感染対策地域支援ネットワーク（以下「地域支援ネットワーク」という。）の運営について必要な事項を定める。

医療関連感染（Healthcare - Associated - Infection）：病棟や外来に限らず、在宅ケアや老人保健施設など、医療を行うすべての場所での感染に対する対策が重要であることから、「院内感染」を「医療関連感染（HAI）」と呼称する。

(構 成)

第2条 地域支援ネットワークは、次に掲げる構成員により構成する。

(1) 300床以上の拠点病院

拠点病院：県立あき総合病院、高知大学医学部附属病院、高知県・高知市病院企業団立高知医療センター、社会医療法人近森会 近森病院、高知赤十字病院、独立行政法人国立病院機構高知病院、県立幡多けんみん病院

(2) その他病院及び診療所等

(3) 次の関係行政機関

ア 県福祉保健所及び高知市保健所

イ 高知県衛生研究所

ウ 高知県健康政策部健康対策課

エ 高知県健康政策部医事薬務課（以下「医事薬務課」という。）

(活 動)

第3条 地域支援ネットワークは、次の各号に掲げる活動を行う。

(1) 平常時の地域における取り組みへの支援

(2) アウトブレイク時における適切な対応及び再発防止への支援

(3) 県内医療機関等を対象にした医療関連感染対策研修会の開催

(4) その他、医療機関等の医療関連感染対策の向上に資する取り組み

(高知県医療関連感染対策地域支援ネットワーク会議)

第4条 前条に掲げる活動の取り組みについて企画・検証を行うため、「高知県医療関連感染対策地域支援ネットワーク会議（以下「地域支援ネットワーク会議」という。）を置く。

第4条の2 地域支援ネットワーク会議の委員（以下、「委員」という。）は次に掲げる者で構成することとし、高知県知事が指名する。

(1) 高知県医師会の代表

(2) 拠点病院の代表

- (3) ICN (Infection Control Nurse : 感染管理認定看護師) の代表
- (4) 高知市保健所の代表
- (5) 県福祉保健所の代表

第4条の3 委員の任期は2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、委員の再任は妨げない。

第4条の4 地域支援ネットワーク会議に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は委員の互選により選任し、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は地域支援ネットワーク会議を統括し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

第4条の5 地域支援ネットワーク会議は会長が必要に応じて招集し、開催するものとする。

- 2 地域支援ネットワーク会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開き決議を行うことができない。
- 3 会長が必要と認めるときは、構成員以外の者を地域支援ネットワーク会議に出席させ、説明を求め又は意見を述べさせることができる。

(エリアネットワーク)

第5条 各福祉保健所等（県福祉保健所及び高知市保健所、以下同じ。）管内をエリア（単位）として、地域医療機関等の参加による、日常的に実効のある感染管理体制の構築を目的とした、地域医療機関等のネットワーク（以下「エリアネットワーク」という。）を、以下のエリアで構築する。

- (1) 安 芸 エ リ ア：安芸福祉保健所管内
- (2) 中 央 東 エ リ ア：中央東福祉保健所管内
- (3) 高知市北部エリア：高知市保健所管内
- (4) 高知市中部エリア：高知市保健所管内
- (5) 高知市南部エリア：高知市保健所管内
- (6) 中 央 西 エ リ ア：中央西福祉保健所管内
- (7) 須 崎 エ リ ア：須崎福祉保健所管内
- (8) 幡 多 エ リ ア：幡多福祉保健所管内

2 エリアネットワークは、情報交換及びスキルアップのため、医療機関の共通の課題をテーマとして、拠点病院のICN (Infection Control Nurse) 等の感染管理の専門家の支援のもと、講習・意見交換等を行う。

(アウトブレイク)

第6条 医療機関等は、アウトブレイクの発生時において、圏域の福祉保健所（高知市は市

保健所)に報告するとともに、必要に応じて連絡・相談を行う。

2 保健所報告基準により、医療機関等より報告を受けた福祉保健所(高知市は市保健所)は、地域支援ネットワークに参加する拠点病院の感染管理の専門家及び関係行政機関等と連携して、感染対策について支援する。

3 アウトブレイク時における対応については、別に定める。

保健所報告基準：平成23年6月17日付医政指発0617第1号構成労働省医政局指導課長通知の別記「医療機関等における院内感染に関する留意事項」中(アウトブレイク時の対応)に規定する保健所への報告基準をいう。

(事務局)

第7条 地域支援ネットワークの事務局を医事薬務課に置く。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、地域支援ネットワークの運営に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は平成24年8月27日から施行する。

この要綱は平成24年10月23日から施行する。